

令和 5 年度

秋田県交通安全実施計画

～交通事故のない秋田県を目指して～

秋田県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づき作成した、「第11次秋田県交通安全計画」を的確に推進するため、令和5年度における県内の陸上交通の安全に関し、県及び国の指定地方行政機関等が実施すべき具体的な施策を定めたものです。

本県における交通事故の発生件数は、行政及び関係機関・団体のみならず、県民の長年にわたる努力により、減少傾向が続いております。令和4年の発生件数は1,157件で、昭和41年に現行の統計法式をとってから最少となり、昭和46年のピーク時に比べて、5分の1以下にまで減少しました。しかし、死者数は33人、重傷者数も188人と、前年と比較して増加しております。

令和4年の交通死亡事故の特徴は次のとおりであり、特に全死者数に占める高齢者の割合は6割を超え、依然として高い比率となっています。

【令和4年の交通死亡事故の主な特徴】

- 下半期（7～12月）中における死者数は、昨年同期間の2倍以上となる24人（約73%）であり、そのうち、夕方から夜間の死者数が10人（約42%）を占めた。
- 死者数33人のうち65歳以上の高齢者が21人と、全死者数の約64パーセントを占め、10年連続での6割超えとなった。
- 65歳以上の高齢者の全死者のうち、歩行中が8人（約38%）と8年連続で最も高い割合を示していたほか、自動車運転中も8人（約38%）であった。

このような現状を厳粛に受け止め、交通事故を防止するためには、本年も関係機関・団体と協力して、引き続き高齢者の交通事故防止対策に重点を置いて取り組むとともに、交通安全意識の普及啓発、道路環境の整備、地域の実態に応じた交通規制、救助・救急活動の充実、鉄道交通の安全など、陸上交通における総合的な対策を、社会情勢の変化に応じて的確に推進する必要があります。このため、秋田県交通安全対策会議を構成する県及び市町村、関係機関・団体が相互に緊密な連携をし、県民の皆様の協力を得ながら、第11次秋田県交通安全計画の目標達成はもとより「交通事故のない秋田県」の実現に向けて、この実施計画に定める各種交通安全対策を着実に推進してまいります。

目次

第1章 道路交通の安全に関する施策

第1節 県民一人一人の交通安全意識の高揚	1
1 交通安全教育の推進	1
(1) 家庭における交通安全教育の推進	1
(2) 地域における交通安全教育の推進	1
(3) 社会教育における交通安全教育の推進	1
(4) 幼児児童生徒の交通安全教育の推進	1
(5) 学校における交通安全教育の推進	4
(6) 職場における交通安全教育の推進	5
(7) 高齢者の交通安全教育の推進	5
(8) 若年運転者の交通安全教育の推進	6
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	7
(1) こどもと高齢者に重点を置いた交通安全の確保	7
(2) 横断歩道における「歩行者ファースト」意識の浸透	7
(3) 安全で快適な交通環境の整備	8
(4) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	8
(5) 自転車利用者に対する交通ルールの周知と安全利用対策の推進	8
(6) 夕暮れ時から夜間における交通事故防止対策の推進	9
(7) 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進	10
(8) 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底	10
(9) チャイルドシートの正しい使用の徹底	10
(10) 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上	11
3 交通安全運動の推進	12
(1) 交通安全運動のスローガンと重点推進事項	12
(2) 年間運動の推進	12
(3) 季別の交通安全運動の推進	15
(4) 交通死亡事故抑止の推進	17

(5)	「交通安全の日」等における活動の推進	18
(6)	交通安全広報啓発活動の推進	18
(7)	農作業安全対策の推進	19
(8)	東日本高速道路株式会社が行う交通安全運動等	19
4	交通安全組織の育成と活動の強化	20
(1)	交通安全対策協議会等の活動の促進	20
(2)	高齢者の交通安全組織の充実と活動の促進	20
(3)	交通指導隊活動の充実強化	20
(4)	「交通安全母の会」の活動の充実	21
(5)	交通安全協会活動の活発化	21
(6)	安全運転管理者協会活動の活発化	21
(7)	事業主交通安全推進協会活動の活発化	21
(8)	地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等の活動強化	22
第2節 安全運転の確保		23
1	運転者教育の充実強化	23
(1)	実践的かつ効果的な運転者教育の推進	23
(2)	自動二輪車等運転者への安全教育の徹底	23
2	運転者に対する効果的な対策の推進	24
(1)	効果的な運転者対策の推進	24
(2)	危険運転者の排除	24
3	自動車運送事業者に対する安全対策の充実	25
(1)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	25
(2)	バスの重大事故を踏まえた安全対策	26
(3)	貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進	27
(4)	貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進	27
(5)	荷主勧告制度の運用の充実	27
(6)	国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	27
4	指導講習と適性診断の充実	28

5	自動車運転者に係る過労運転の防止をはじめとした	
	労働条件適正化の推進	29
(1)	自動車運転者の労働条件確保のための監督指導	29
(2)	労働条件の改善のための自主的取組に対する指導・援助	29
(3)	交通労働災害防止対策の推進	29
6	道路交通に関する情報の充実	30
(1)	車両の安全運転のための道路交通情報の充実	30
(2)	道路交通に関する情報提供の充実	30
(3)	気象情報等の充実	31
	伝達経路図 1	35
	伝達経路図 2	36
	伝達経路図 3	37
第 3 節	道路交通環境の整備	38
1	道路交通安全施設等の整備	38
(1)	国土交通省東北地方整備局所管事業	38
(2)	県建設部所管事業	38
(3)	県公安委員会所管事業	39
(4)	東日本高速道路株式会社所管事業	40
(5)	その他の交通安全施設等整備事業の推進	40
(6)	交通安全施設等の整備・充実	40
(7)	交通安全総点検の実施	40
(8)	事故危険箇所対策の推進	40
2	交通事故防止のための安全対策の推進	41
3	効果的な交通規制の推進	42
(1)	交通管制センター等の整備	42
(2)	幹線道路の円滑化対策の推進	42
(3)	交通規制の計画的推進	42
(4)	「ゾーン 30」の推進	42
(5)	より合理的な交通規制の推進	42

(6)	信号機の設置の合理化等の更なる推進	42
(7)	道路法に基づく交通規制等の実施	42
4	歩行者・自転車利用者等の安全の確保	44
(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	44
(2)	自転車通行環境の整備	44
5	道路占用の適正化	45
6	危険物輸送の安全確保	46
7	こどもの遊び場の確保	47
(1)	都市公園の整備	47
(2)	児童館等の整備	47
(3)	学校体育施設の活用	47
第4節	車両の安全性の確保	48
1	自動車の検査の充実	48
2	型式指定制度の充実	49
3	自動車点検整備の充実	50
(1)	点検整備の充実	50
(2)	不正改造車の排除	50
(3)	自動車整備技術の向上	50
4	自動車アセスメント情報の提供等	52
5	リコール制度の充実・強化	53
第5節	道路交通秩序の維持	54
1	効果的な交通指導取締り活動の推進	54
(1)	交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進	54
(2)	飲酒運転、無免許運転の根絶に向けた 交通指導取締りの一層の強化	54
(3)	自転車の安全利用に向けた交通指導取締りの推進	54
(4)	通学路における効果的な交通指導取締りの推進	54
2	悪質な交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進・強化	55
(1)	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	55

(2)	危険運転致死傷罪の適切な立件を視野に入れた捜査の徹底	55
(3)	交通事故事件等に係る捜査力の強化	55
(4)	交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	55
3	妨害運転等に対する交通指導取締り及び交通事故捜査の徹底	56
(1)	取締り等の強化	56
(2)	行政処分及び再発防止措置の徹底	56
4	高速道路における安全走行の確保	57
(1)	交通実態に応じた交通規制	57
(2)	効果的な交通指導取締りの実施	57
(3)	高速道路安全運転マナーの向上	57
(4)	秋田県高速道路交通安全協議会の育成	57
(5)	関係機関と連携した訓練、安全指導の実施	58
第6節 救助・救急活動の充実		59
1	救助・救急体制の整備	59
(1)	救助・救急隊員の研修機会の確保	59
(2)	救助・救急活動の充実	59
(3)	救助・救急活動に必要な資機材の整備	59
2	救急医療体制の整備	60
(1)	初期救急医療体制の整備	60
(2)	二次救急医療体制の整備	60
(3)	三次救急医療体制の整備	60
(4)	救急医療担当医師等の研修	60
第7節 被害者支援の充実と推進		61
1	交通事故相談の実施	61
(1)	広報活動の推進	61
(2)	相談員の資質の向上	61
(3)	交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	61
(4)	関係機関との連携による援助活動の強化	61
(5)	自動車損害賠償の円滑化	62

(6) 公共交通事故による被害者等への支援の推進	62
2 自動車損害賠償制度等	63
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実	63
(2) 被害者への生活資金の貸付	63
(3) 重度の後遺障害者に対する介護料の支給	63
第8節 交通事故情勢の変化に応じた重点施策の推進	64
1 県民のニーズや交通情勢を的確に把握した重点施策の推進	64
2 交通事故分析の成果の活用	64

第2章 鉄道交通の安全に関する施策

第1節 鉄道交通環境の整備	65
1 鉄道施設等の安全性の向上	65
2 運転保安設備等の整備	65
3 信号保安設備の整備	65
第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	66
第3節 鉄道の安全な運行の確保	67
1 保安監査等の実施	67
2 運転士の資質の保持	67
3 安全上のトラブル情報の共有・活用	67
4 鉄道の安全運行の確保	67
5 気象情報等の充実	68
6 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	69
7 運輸安全マネジメント評価の実施	69
第4節 鉄道車両の安全性の確保	70
第5節 救助・救急活動の充実	71
第6節 被害者支援の推進	72
第7節 鉄道事故等の原因究明と再発防止	74

第 3 章 踏切道における交通の安全に関する施策

第 1 節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等

立体横断施設の整備の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

第 2 節 踏切保安設備の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

第 3 節 踏切道の統廃合の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

第 4 節 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置・・・・・・・・ 78

第 4 章 市町村交通安全実施計画の作成基準・・・・・・・・・・ 79

第1章 道路交通の安全に関する施策

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	1 県民一人一人の交通安全意識の高揚
項 目	1 交通安全教育の推進	【実施機関】 県県民生活課 県次世代・女性活躍支援課 県警交通企画課 県警運転免許センター 教育庁幼保推進課 教育庁保健体育課 教育庁特別支援教育課 教育庁生涯学習課	
細 目		事 業 内 容	
(1) 家庭における交通安全教育の推進 (県県民生活課) (県次世代・女性活躍支援課)		ア 高齢者、若者及びこどもの交通事故防止を中心に、「家庭における交通安全の話し合い」の機会を持つことを推進する。 イ 家族の外出時には、「注意」の一声を掛ける運動のほか、白、黄色等を用いた明るい服装の着用や反射材用品の活用を推進する。 ウ 公益社団法人青少年育成秋田県民会議が推進している四つの運動（あきた家族ふれあいサンサンデー運動、声かけ運動、小さな奉仕運動、青少年環境浄化運動）の中で交通安全の呼び掛けをする。	
(2) 地域における交通安全教育の推進 (県県民生活課) (県次世代・女性活躍支援課)		ア 関係機関・団体と連携しながら、各種会議、諸行事等において交通安全の呼び掛けを推進する。 イ 夏、冬、春の青少年健全育成運動の実施に当たっては、歩行中や自転車利用時の交通安全を呼び掛けて注意喚起をするなど、こどもの交通事故防止に配慮した取組を推進する。	
(3) 社会教育における交通安全教育の推進 (教育庁生涯学習課)		ア 市町村教育委員会に対し、公民館等の社会教育施設で実施する青少年教室や高齢者教室等で、交通安全をテーマとした講座の開催を推奨する。 イ 交通安全をテーマとした講座に「あきた県庁出前講座」を活用するよう呼び掛ける。 ウ 社会教育関係団体に対して、関係機関と連携した正しい交通ルールやマナーを身に付けさせるための地域活動の実践を奨励する。	
(4) 幼児児童生徒の交通安全教育の推進 (教育庁幼保推進課)		生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、「自他の生命の尊重」の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の	

(教育庁特別支援教育課) (教育庁保健体育課)	立場を尊重する良き社会人を育成するため、家庭や地域（関係機関・団体）と連携しながら、幼児児童生徒の心身の発達の段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的、組織的に推進する。 ア 幼稚園・保育所・認定こども園等 幼稚園・保育所・認定こども園等においては、園外保育実施時など、日常生活の中から随時適切な場面を捉え、交通安全に関する基本的な習慣の確立や実践的な態度の育成に努める。特に、登降園時の歩行や通園バス利用についての安全及び降園後の事故防止については、家庭・地域と連携しながら重点的な指導を行う。 イ 小学校・義務教育学校（前期課程） 小学校・義務教育学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育科、特別活動はもとより、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について、心身の発達段階や地域の実情に応じて指導する。 また、児童が自転車に乗車する際のヘルメット着用の指導に努めるとともに、児童の自転車利用に関するルール遵守やマナーに関する指導を徹底する。 ウ 中学校・義務教育学校（後期課程） 中学校・義務教育学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育科、特別活動はもとより、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に指導する。 また、自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用の努力義務化、自転車で路側帯を通行する際の左側通行、自転車による危険な交通違反を繰り返した者に対する自転車運転者講習制度などの内容も踏まえ、生徒の自転車利用に関するルール遵守やマナーに関する指導を徹底する。 エ 高等学校 高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育科、特別活動はもとより、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急処置等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得す
------------------------------------	---

ることが予想されることから、免許取得前の教育として、自他の生命を尊重する態度の育成、交通事故には責任や補償問題が生じることを理解させ、加害事故を起こさない努力が必要であるという視点を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車、自動車の安全に関する指導については、具体的な事例を適宜取り上げ、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実践的な交通安全教育の充実を図る。

また、小・中・義務教育学校との交流を通じて、高校生の果たしうる役割を考えさせるなど交通安全活動への積極的な参加を促す。

さらに、自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用の努力義務化、自転車で路側帯を通行する際の左側通行や、自転車による危険な交通違反を繰り返した者に対する自転車運転者講習制度などの改正道路交通法の内容も踏まえ、生徒の自転車利用に関するルール遵守やマナーに関する指導を徹底する。

オ 特別支援学校

特別支援学校においては、関係機関・団体等と連携・協力しながら、交通安全教室を計画的・組織的に実施する。併せて、登下校時を含めて学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車や交通機関の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールやマナー等について理解を図るとともに、交通事故防止や交通ルールの遵守などに関する指導を徹底する。また、地域の実情等を踏まえるとともに、保護者との連携により一人一人の障害の状態や特性、心身の発達の段階に応じて適切に指導する。

カ その他

登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、安全な通学路を周知徹底させ、事故の未然防止に努める。また、交通安全指導を効果的に行うために教員を対象とした研修会等を開催し、教員の資質や指導力の向上を図る。

○研修会、講習会の開催

事業名	期日	内容
交通安全指導者研修会 (幼保・小・中・義務教	6月28日	講義、研究協議等

	育・高等学校・特別支援学校の教員)		
	高校生の交通安全講習会 (各高等学校)	前期 4月～7月 後期 8月～11月	自転車の安全利用等に関する講話、実技研修、点検
(県警交通企画課)	ア 幼児に対しては、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために幼稚園、保育所及び認定こども園等と連携してDVD等の視聴覚機材等を活用した交通安全教室等を実施するほか、自転車乗車時のヘルメット着用を促進する。 イ 児童に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げ関心を持たせる工夫を凝らすなど効果的な交通安全教育を実施するほか、自転車乗車時のヘルメット着用の促進を図る。 ウ 中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車教室等を開催するほか、自転車乗車時のヘルメット着用の促進を図る。 エ 高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任をもった行動ができるよう、高校、関係団体等と連携した自転車教室や二輪車の運転免許取得者を対象とした実技講習会等を開催するほか、自転車乗車時のヘルメット着用の促進を図る。 オ 幼児から高校生までの各世代において、将来を見据えた「歩行者ファースト」等の交通安全意識を浸透させるための交通安全指導に配慮する。		
(5) 学校における交通安全教育の推進 (教育庁保健体育課)	ア 自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、家庭や地域社会との密接な連携を図りながら、幼児児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的かつ組織的に行う。		

	イ 視聴覚教材等の交通安全教育に必要な教材、教具の整備充実を図るとともに、教職員の指導力の向上に努める。				
(6) 職場における交通安全教育の推進 (県県民生活課)	ア 関係機関・団体と連携を深め、各種会議・諸行事を利用して交通安全の呼び掛けを行い、自転車の安全利用の推進、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底、飲酒運転の根絶など、交通安全意識の高揚を図るとともに、こどもや高齢者に関わる交通事故の実態等を周知し、社会全体でこどもと高齢者を守る気運を醸成する。 イ 広報用チラシや広報紙、職場放送、インターネット等の広報媒体を活用した広報や交通安全教材の貸出などで、交通安全意識の高揚を図る。 ○交通安全指導教材・資料等の整備 <table border="1"> <tr> <th>教 材 ・ 資 料</th><th>活 用</th></tr> <tr> <td>交通安全DVD</td><td>各校及び関係機関・団体の交通安全講習会等への貸出</td></tr> </table>	教 材 ・ 資 料	活 用	交通安全DVD	各校及び関係機関・団体の交通安全講習会等への貸出
教 材 ・ 資 料	活 用				
交通安全DVD	各校及び関係機関・団体の交通安全講習会等への貸出				
(7) 高齢者の交通安全教育の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課) (県警運転免許センター)	ア 高齢者自らが交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるよう、参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室（高齢者安全・安心講習「ふれあい塾」）やリーダー研修会等を開催し、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について理解を深めるとともに、身体機能を維持するストレッチや体操、筋力向上運動の重要性について啓発し、高齢者の交通事故防止を図る。 イ あらゆる機会を捉えて高齢者に交通安全をアピールするため、高齢者の交通事故防止に特化したチラシ等を作成配布するほか、高齢者の心に直接交通安全を訴えることを目的に「交通安全に関する『あきた弁川柳』作品コンクール」を実施するなど、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。 ウ 高齢者安全・安心アドバイザー等の高齢者宅の訪問による個別指導を行うほか、民生児童委員等の福祉関係者をはじめ、町内会など地域の機関・団体等と連携を密にし、高齢者宅を訪問しての反射材貼付活動を積極的に行うなど、交通安全意識の高揚を図る。 エ 運転免許センター内に設置されている「シニア交通安全ステーション」において、高齢者の交通事故発生状況等の情報発信、交通事故防止啓発ビデオの上映、各種反射材の紹介等の広報啓発活動を実施し、高齢者の交通事故防止を図る。 オ 高齢者間の相互啓発による安全意識の高揚を図るため、高齢者自身による交通安全に係るボランティア活動の促進				

	や、老人クラブ、老人ホーム等に交通安全部会や交通指導員の設置の働き掛けを行うほか、高齢者への娯楽を通じた交通安全教育を行う。 カ タ暮れ時と夜間における高齢者の交通事故防止を図るため、関係機関・団体と連携し、高齢者の所持品に反射材を貼付するなど、反射材用品の利用と着用を促進させるための活動を推進する。 キ 指定自動車教習所を介して、高齢運転者が関連する死亡事故や重大事故に関する資料を提供し、高齢者講習等の内容の充実を図る。 ク 交通安全教育車（まもるくんとあいちゃん号）や歩行環境シミュレータ（わたりジョーズ君）等の交通安全教育機器を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施し、高齢者に対する個別指導の充実を図る。 ケ 安全運転サポート車や高齢運転者標識の更なる普及啓発について、関係機関・団体等と連携して推進する。
(8) 若年運転者の交通安全教育の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課) (県警運転免許センター)	ア 関係機関・団体と連携し、地域・職域ごとの講習会や研修会を開催して、交通安全意識の高揚を図る。 イ 交通関係機関・団体に所属する若年運転者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 ウ 公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動など、若年運転者が自主的に参加できる交通安全活動を展開する。 エ 正しい交通ルールと全ての道路利用者を思いやる交通マナーを実践できる若年運転者を育成するため、指導者を養成する。 オ 二輪車安全運転競技会、若年運転者安全運転競技会等を開催し、安全運転の技能と知識の向上を図る。 カ 各種講習等において、若年運転者の受講者に対し、運転者としての社会的責任、安全運転に必要な知識・技能、事故の悲惨さ等について、事例等による教養を実施して、交通安全意識の高揚を図る。 キ 運転シミュレータや交通安全教育車（まもるくんとあいちゃん号）を活用した運転適性検査等による若年運転者に対する個別指導を実施し、交通安全意識の高揚を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	1 県民一人一人の交通安全意識の高揚
項 目	2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	【実施機関】 県警交通企画課	
細 目		事 業 内 容	
(1) こどもと高齢者に重点をおいた交通安全の確保		ア こどもの交通事故防止対策の推進 幼児からの交通安全意識の向上に資する交通安全教育や通学路周辺における児童への街頭指導及び駐留監視活動とともに、保護者や学校関係者、関係機関・団体等との連携による登下校時の見守り活動を推進する。 イ 高齢者の交通事故防止対策の推進 交通安全教育機器の活用による参加・体験・実践型交通安全教育や、頻回交通事故惹起高齢者に対する交通安全指導を始めとした高齢歩行者及び高齢運転者対策を強力に推進するなど、高齢者に対して加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解させる取組を推進する。 ウ 運転免許の自主返納者に対する環境の充実 加齢等で自らの運転に不安を抱いている者や客観的に運転リスクが高まっていると認められる者等から積極的に相談を受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言、指導や、各種支援政策の教示を行うなど、きめ細やかな対策を推進する。	
(2) 横断歩道における「歩行者ファースト」意識の浸透		ア 運転者に対する交通安全教育と指導取締りの推進 横断歩道は歩行者が優先であり、横断歩道に接近する場合には、歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務があることを周知し、横断歩道における「歩行者ファースト」意識の浸透に努める。また、信号機のない横断歩道等における歩行者の優先等を徹底するため、横断歩道はもとより横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを重点的に行う。 イ 歩行者に対する交通安全教育と指導啓発の推進 横断歩道外横断や走行車両の直前・直後横断の危険性や歩行者が遵守すべき交通ルールについて周知する。また、横断しようとする際には、運転者に対し手を上げるなどして横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、「歩行者が自らの安全を守る」という交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。	

	ウ 関係機関・団体との連携による取組と広報啓発活動 横断歩道における「歩行者ファースト」意識を浸透させるため、関係機関・団体と協力し、各種広報媒体を活用した広報活動を推進するほか、各種会合等あらゆる機会を活用して横断歩道は歩行者優先であることを呼び掛け、周知徹底を図る。
(3) 安全で快適な交通環境の整備	通学路及び生活道路における交通事故防止対策の推進 「ゾーン30」規制及び「思いやりゾーン30」規制を計画的に推進し、通学路における速度の抑制を図るほか、高齢者が日常的に利用する機会が多い医療機関や福祉施設等の周辺道路において、通行禁止、横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締りを行うなど、通学路及び生活道路における歩行者・自転車利用者の交通事故防止対策を推進する。
(4) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	ア 悪質・危険な交通違反の取締りの推進 妨害運転、横断歩行者等妨害等違反、携帯電話使用等違反等、交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。 イ 交通事故分析に基づく交通指導取締りの推進 地域の交通実態や交通事故の発生状況等进行分析し、交通事故多発路線や通学路等における可搬式自動速度取締り装置を効果的に活用した交通指導取締りを推進する。 ウ 電動キックボード等による悪質・危険な運転に対する取締りの強化 電動キックボード等について、飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為に重点を置いて取締りを強化する。
(5) 自転車利用者に対する交通ルールの周知と安全利用対策の推進	ア 自転車に関する交通ルールの周知 (ア) 令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されたことから、学校や自転車販売店等と連携し、自転車事故の実態や乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果について、効果的な広報啓発活動を推進し、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。 また、乗車用ヘルメットは、SGマークなどの安全性を示すマークが付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しい着用についても周知する。 (イ) 市町村や学校、自転車関係事業者等と連携して、「秋田県自転車条例」の趣旨を踏まえた自転車の安全で適正な利用促進を図るとともに、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」の活用等により効果的な広

	報啓発活動を実施し、全ての自転車利用者に対して自転車は「車両」であるということの周知を図る。 (ウ) 具体的な事故事例を示すなどして、加害者となる場合に備えた損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知を図る。 イ 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進 学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進するとともに、スクエアドストレイト技法による事故の再現や自転車シミュレータの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実を図る。 ウ 自転車利用者に対する交通指導取締りの強化 (ア) 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や市町村の交通指導隊、地域住民等と協働して街頭における指導啓発活動を推進する。 (イ) 酒酔い運転、信号無視、歩行者の通行妨害等、悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。 エ 自転車配達員の交通事故防止 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。また、事業者に対し、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないことを周知する。 オ 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進 関係機関や関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則を活用するなどして、効果的な交通安全教育を実施するとともに、効果的な広報啓発活動を実施し、特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知を図る。
(6) 夕暮れ時から夜間における交通事故防止対策の推進	ア 反射材着用の普及促進 夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が高い明るく目立つ服装及び反射材着用の普及を図るため、こどもや高齢者をはじめとする全ての年齢層を対象に、コンビニエンスストア等と連携した来店客に対する反射材配布による指導啓発活動や、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。また、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるととも

	に、自発的な着用を促進するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。 イ 夕暮れ時のライトの早め点灯 夕暮れ時のライトの早め点灯のほか、自動車の夜間走行時は原則上向き点灯であることの広報・啓発活動を推進する。
(7) 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進	ア 飲酒運転の危険性等の周知 飲酒運転の根絶を図るため、市町村をはじめとする関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。特に、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や厳罰化の周知徹底により、飲酒運転の根絶を図る。 また、飲酒体験ゴーグルを活用してのテストコースの走行や運転シミュレータの操作の体験等、酒に酔った状態を疑似体験させることなどにより、飲酒が与える影響について効果的な交通安全教育を推進する。さらに、全日本交通安全協会等による「ハンドルキーパー運動」の普及促進などに協力し、地域や職域ごとに飲酒運転根絶に向けた気運の醸成を図る。 イ 事業者に対する指導 安全運転管理者選任事業所における、目視等による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されたことについて周知徹底し、飲酒運転根絶に向けて全従業員の意識高揚を図る。
(8) 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底	後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用の徹底を図るため、市町村、関係機関・団体等と連携し、交通指導取締りや各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を活用して広報啓発を図るとともに、衝突実験映像やシートベルトコンビンサーの活用などにより、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。 特に、タクシーやバス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、着用による被害軽減効果を具体的に示した広報啓発活動を強化する。
(9) チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用方法及び使用効果について、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、自動車やチャイルドシートの販売店等と連携して、保護者に対する取付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、正しい取付け方等適正な使用方法について周知及び指導の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。 6歳以上であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができないこどもについては、チャ

	イルドシートを使用することの必要性を啓発する。また、市町村、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを使用しやすい環境づくりを推進する。
(10) 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上	県民一人一人が交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が図られるよう、市町村を始めとする関係機関・団体等と連携して、「交通事故死ゼロを目指す日」等の各種交通安全キャンペーン等を展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレット等の配布による広報啓発活動等を推進する。また、「あきた交通安全大使」によるイベントやデジタルサイネージを活用した「歩行者ファースト」等の交通安全意識の向上のための効果的な広報啓発活動を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	1 県民一人一人の交通安全意識の高揚
項 目	3 交通安全運動の推進	【実施機関】 県県民生活課、県水田総合利用課 県警交通企画課 東日本高速道路株式会社	
細 目		事 業 内 容	
		県民一人一人に正しい交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、こどもと高齢者を社会全体で守ることを目的に、県民総参加の交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚を図る。	
(1) 交通安全運動のスローガンと重点推進事項 (県県民生活課)		ア スローガン 「急がずに マナーとゆとりで 交通安全」 イ 運動の基本 こどもと高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む） ～歩行者ファースト意識の浸透～ ウ 運動の重点 (ア) 歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（自転車については、特に自転車条例と改定版自転車安全利用五則の周知徹底） (イ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 (ウ) 飲酒運転等の危険運転の防止 (エ) その他時季に応じた重点を別途定める。	
(2) 年間運動の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課)		ア 高齢者交通事故防止県民運動 県民一人一人が高齢者の行動特性への理解を深め、高齢者保護意識を高めるとともに、高齢者自らも交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるなど、県民を挙げて高齢者の交通事故防止を図る。 (ア) 運動の期間(通年) 4月1日から3月31日まで (イ) 運動の重点 a 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発 ～歩行者ファースト意識の浸透～ b 高齢者に対する交通安全教育の推進 c 高齢の歩行者・自転車利用者・運転者の交通事故防止 (ウ) 主な内容 a 明るい服装と反射材用品の着用の促進	

	b ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発 イ 自転車の安全利用推進運動 自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を徹底する。 (ア) 強調期間等 a 強調期間 4月1日から5月31日まで b 自転車利用マナーアップの日 毎月15日 c 自転車安全確認の日 4月15日 (イ) 運動の重点 a 自転車利用時の交通ルールの遵守と交通マナーの向上 b 自転車の点検整備の促進 c 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 (ウ) 主な内容 a 改定版「自転車安全利用五則」の活用による交通ルールの遵守と交通マナーの向上の促進 b 自転車事故による高額な損害賠償に備え、自転車損害賠償保険等の加入の促進 ウ シートベルト・チャイルドシート着用推進運動 シートベルトとチャイルドシートは、交通事故から命を守り、負傷の被害軽減が期待できることから、自動車利用者のシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図る。 (ア) 強調期間 7月1日から同月31日まで (イ) 運動の重点 a シートベルト着用とチャイルドシート使用の必要性及び着用効果（使用効果）の理解促進 b 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 c 乳児や幼児の体格にあったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底 (ウ) 主な内容 a 各種交通安全イベント等の開催や交通指導隊等の活動を通じた「声掛け運動」の実施及び関係機関・団体等へのこれらの周知徹底 b ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発
--	--

	エ 秋田県飲酒運転追放県民運動 県民の願いにもかかわらず、依然として後を絶たない飲酒運転の根絶を図るため、県民一人一人の自覚を促し、「飲酒運転は絶対にしない、させない運動」を推進する。 (ア) 強調期間 8月1日から同月31日まで 12月1日から同月31日まで (イ) 運動の重点 a 飲酒運転の根絶に向けた環境づくりの促進 b 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進 c 飲酒運転をさせない運転者教育の推進 (ウ) 主な内容 a 飲酒運転追放等競争の実施 全市町村を対象に実施し、優良市町村を表彰する。 b 飲酒運転をさせない環境づくり ・ 家庭ではアルコール検知器を活用した車両運転前の体調確認の徹底 ・ 職場では、運行管理者や安全運転管理者等のアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認及び記録の徹底（安全運転管理者は、令和4年4月1日から目視による確認が義務化） c 啓発活動の推進 報道機関、広報紙、インターネット等を活用した広報活動の推進 オ 4時からライト&ピカッと反射材運動 夕暮れ時における自動車と自転車の早めのライト点灯及び歩行者、自転車利用者の反射材用品の利用を促進し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を徹底する。 (ア) 運動の期間 10月1日から11月30日まで (イ) 運動の重点 a 「午後4時」を目安としたライト点灯の推進 ・ 自動車及び自転車の午後4時を目安とするライト点灯の励行 ・ 先行車や対向車がない場合におけるハイビームの活用の徹底 ・ 夕暮れ時や夜間における街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の推進 b 夕暮れ時、夜間外出時の反射材用品等の利用の促進
--	---

	・ 歩行者及び自転車利用者の反射材用品等の利用と明るい目立つ色の服装の着用の促進 ・ 反射材等の着用効果と必要性に関する理解の促進
(3) 季別の交通安全運動の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課)	広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。 ア 新入学（園）期の交通安全運動 (ア) 運動の期間等 運動の期間 4月6日から同月12日まで (イ) 運動の重点 新入学（園）児童・園児を中心としたこどもの交通事故防止 ～歩行者ファースト意識の浸透～ (ウ) 主な内容 a 街頭における保護誘導活動等の強化 (特に横断歩道における横断者保護の徹底) b あらゆる広報媒体を活用した広報による周知徹底と、住民参加型の運動展開と支援の強化 イ 春の全国交通安全運動 (ア) 運動の期間等 a 運動の期間 5月11日から同月20日まで b 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日 (イ) 運動の重点 a 全国重点 ・ こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 ・ 歩行者保護や飲酒運転根絶の安全運転意識の向上 ・ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保 b 地域重点 こどもの交通事故防止 『歩行者ファースト意識の浸透』 (ウ) 主な内容 a 秋田県出動式の開催（5月11日） b ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発 ウ 夏の交通安全運動 (ア) 運動の期間 7月11日から同月20日まで

	(イ) 運動の基本 こどもと高齢者の交通事故防止（高齢運転者の事故防止を含む） 『歩行者ファースト意識の浸透』 (ウ) 運動の重点 - a 飲酒運転等の危険運転の防止 - b 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 - c 自転車の安全利用の促進 - d 横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底） (エ) 主な内容 - a ハンドルキーパー運動の推進 - b ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発 エ 秋の全国交通安全運動 (ア) 運動の期間等 - a 運動の期間 9月21日から同月30日まで - b 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日 (イ) 運動の重点全国重点 - a 全国重点 ・こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶 ・自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 - b 運動の重点（地域重点） 高齢者の交通事故防止 『歩行者ファースト意識の浸透』 (ウ) 主な内容 - a 秋田県中央集会の開催（9月21日） - b ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発 オ 年末の交通安全運動 (ア) 運動の期間 12月11日から同月20日まで (イ) 運動の重点等 - a 運動の基本 こどもと高齢者の交通事故防止（高齢運転者の事故防止を含む）
--	--

	～歩行者ファースト意識の浸透～ b 運動の重点 ・ 冬道の安全運転の励行 ・ 飲酒運転等の危険運転の防止 ・ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 (ウ) 主な内容 a 通学路等における幼児・児童の安全確保 b ラジオ、リーフレット、広報誌、インターネット等による啓発
(4) 交通死亡事故抑止の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課)	県民一人一人の交通安全に対する意識を高め、交通死亡事故の抑止を図る。 ア 交通死亡事故多発非常事態宣言 県警本部長による「全県交通死亡事故多発警報」（10日以内に交通死亡事故が7件以上発生した場合）又は「高齢者警報」（10日以内に高齢者の交通死亡事故が4件以上発生した場合）の発令後、発生件数が一定の基準に達したときは、非常事態宣言を発令する。 【全県非常事態宣言】 「全県交通死亡事故多発警報」の発令日から 3日以内に3件以上 5日以内に4件以上 7日以内に5件以上 の交通死亡事故が発生したとき 【高齢者非常事態宣言】 「高齢者交通死亡事故多発警報」の発令日から 3日以内に2件以上 5日以内に3件以上 7日以内に4件以上 の高齢者の交通死亡事故が発生したとき (ア) 発令者 秋田県交通安全対策協議会長（知事） (イ) 発令期間 7日間 (ウ) 推進事項 関係機関・団体との連携の下、テレビやラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体や広報車を活用した広報啓発を行うほか、街頭指導等を行う。 イ 交通死亡事故多発注意報の発令 交通死亡事故が一定期間内に多発し、県民の日常生活や交通安全に不安を生じさせるおそれがある場合には「交通

	死亡事故多発注意報」等を発令して県民の交通安全意識を喚起する。 【交通死亡事故多発注意報】 県内において10日以内に5件以上の交通死亡事故が発生した時 【高齢者交通死亡事故多発注意報】 県内において10日以内に3件以上の高齢者の交通死亡事故が発生した時 (ア) 発令者 秋田県生活環境部長 (イ) 発令期間 5日間 (ウ) 推進事項 関係機関・団体との連携の下、テレビラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体や広報車を活用した広報啓発を行うほか、交通安全母の会による高齢者宅等への訪問指導などを行う。 エ 交通死亡事故抑止継続市町村表彰 交通死亡事故抑止を一定期間継続している市町村を知事が表彰する。
(5) 「交通安全の日」等における活動の推進 (県県民生活課)	毎月1日は「秋田県交通安全の日」、毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」であることを広く県民に広報啓発を行うとともに、交通指導隊連合会、交通安全母の会等関係機関・団体に対し、安全運転、正しい歩行と自転車の安全な利用について、街頭指導を要請する。
(6) 交通安全広報啓発活動の推進 (県県民生活課)	ア 常時啓発 ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット、マスメディア等、あらゆる広報媒体を活用して、交通事故防止に資する情報発信、広報啓発を行う。 イ 交通死亡事故・高齢者交通死亡事故多発注意報の発令 交通死亡事故多発時は、警察等の関係機関・団体との連携の下、テレビやラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体や広報車を活用した広報啓発や街頭指導等を行うほか、交通安全母の会による高齢者宅等への訪問指導などを行う。 ウ 交通死亡事故多発非常事態宣言の発令 関係機関・団体との連携のもと、マスメディアによる広報啓発のほか、インターネット等の広報媒体や広報車等による巡回広報、街頭指導等を行い、県民総ぐるみで交通死亡事故抑止運動を推進する。

(7) 農作業安全対策の推進 (県水田総合利用課)	農作業の安全を確保するとともに、道路交通の安全を推進するため、普及啓発資料の配布等による広報活動により、意識の高揚を図る。 ア 農作業安全啓発資料等の配布（ポスター、パンフレット等） イ 農作業安全運動期間 春～4月20日から5月31日まで 秋～9月10日から10月20日まで
(8) 東日本高速道路株式会社が行う交通安全運動等 (東日本高速道路株式会社秋田・青森管理事務所)	【交通安全キャンペーンの実施】 ア 春夏秋の交通安全運動期間及び雨や霧、雪道等の時期、事象に対応したキャンペーンを実施する。 ○ 実施場所 インターチェンジ、サービスエリア ○ 内容 パンフレット等の配布により、シートベルト・チャイルドシートの着用及び使用の徹底等、安全運転と交通事故防止をドライバーに直接呼び掛ける。 簡易なタイヤチェック、車両点検の実施。 イ 横断幕、けん垂幕等を活用し、安全運転と事故防止の広報を実施する。

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	1 県民一人一人の交通安全意識の高揚
項 目	4 交通安全組織の育成と活動の強化	【実施機関】 県県民生活課、県警交通企画課	
細 目		事 業 内 容	
(1) 交通安全対策協議会等の活動の促進 (県県民生活課)		地域における交通安全運動の効果を上げるため、交通指導隊、交通安全母の会等の各種交通安全組織の育成強化を図るとともに、季別及び通年運動を通じてこれらの自主活動の活発化を促し、サポートする。	
(2) 高齢者の交通安全組織の充実と活動の促進 (県県民生活課) (県警交通企画課)		関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的・効果的な交通安全対策を推進するため、交通安全対策協議会等の組織体制を充実化させるとともに、官民一体となった交通安全活動を展開する。 ア 市町村に対し、老人クラブ、町内会、ゲートボールクラブ、グランドゴルフ等の団体の活動の場を活用した交通安全教室等の開催についての協力を要請し、交通安全活動の促進を図る。 イ 老人クラブ等の団体が主催する会議、研修会等の場を活用し、交通事故防止を呼び掛ける。	
(3) 交通指導隊活動の充実強化 (県県民生活課)		ア 交通安全指導の活発化 (ア) 街頭での歩行者及び自転車利用者、特にこどもと高齢者に対する交通安全指導、保護誘導活動等を活発に実施する。 (イ) 高齢者には認知機能や身体機能の低下への自覚を促すほか、夜間や薄暮時間帯における外出時の明るい色の服装と反射材の着用を促進する。 (ウ) 地域における交通安全リーダーとして、こどもや高齢者及びその家族が集う機会に「交通安全教室」を積極的に開催し、住民への交通安全教育、情報提供の場をできるだけ多く提供し、交通安全意識の高揚に努める。 (エ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の徹底を図るとともに、体格に合ったチャイルドシートの使用と後部座席への正しい取付けを指導する。 (オ) 地域の事業所、酒類販売店、酒類提供飲食店等の関係機関・団体と連携した飲酒運転根絶運動を積極的に推進する。 イ 組織・規律の充実強化 (ア) 隊員の模範的行動の実践、品位の保持等に努める。	

	(イ) 隊員の交通安全知識の習得と指導・保護誘導技術の向上を図るため、各種研修会の充実を図る。 (ウ) 隊員の士気高揚を図るため、交通指導隊大会を開催する。 (エ) 各市町村との連携を強化し、使命・やり甲斐を訴えながら隊の活動を周知し、隊員の加入を促進する。 (オ) 女性隊員の加入を積極的に働き掛け、きめ細かな交通安全教育の充実を図る。
(4) 「交通安全母の会」の活動の充実 (県民生活課)	「交通安全は、家庭から」を合い言葉に、母親の立場からの交通事故防止活動の充実を図る。 ア 家族一人一人が真剣に交通安全について考えるようにするため、家庭における話し合いを勧める。 イ こどもと高齢者が外出するときは、「車に気をつけてね」の一声を掛ける。 ウ 飲酒運転を追放するため、家庭、職場、地域において飲酒運転の危険性や事故の重大性について話し合ったり、飲酒した翌日の体調を確認するなど、「飲酒運転を絶対にしない、させない」気運の醸成を推進する。 エ 高齢者世帯等を訪問し、交通安全を呼び掛けるとともに、反射材用品の有効性を説明しながら、日頃使用しているバッグなどに取付ける活動を進める。
(5) 交通安全協会活動の活発化 (県警交通企画課)	地域に根ざしたきめ細かい交通安全運動を推進し、交通安全思想の普及を図るため、各地区協会活動の活発化を図る。
(6) 安全運転管理者協会の活動の活発化 (県警交通企画課)	ア 若年運転者組織の育成等により、協力の組織体制を確立するとともに、安全運転管理者の指導と管理能力の向上を図る。 イ 無事故運転競争やシートベルト着用キャンペーンを実施するなど、事業所ぐるみの交通事故防止活動を推進する。 ウ 安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無を確認すること等が加わったことから、こうした新たな義務の確実な実施と、アルコール検知器を保有している事業所に対しては、これを用いて酒気帯びの有無を確認を行うよう、協会加入事業所に対する周知を図る。
(7) 事業主交通安全推進協会 活動の活発化 (県警交通企画課)	ア 安全運転管理者協会に対する協力と支援の体制確立を図る。 イ 若年運転者、女性運転者等に対する講習会、研修会を開催するなど、事業所における交通安全教育を推進する。

(8) 地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等の活動強化 (県警交通企画課)	ア 地域交通安全活動推進委員に対し、地域の交通関係ボランティア活動のリーダー役として、交通安全教育をはじめ、高齢者、障害者等の保護活動、駐車対策、自転車の通行方法、事故防止活動等を適正かつ効果的に行えるように、適切な指導を行う。 イ 地域交通安全活動推進委員協議会に対し、委員の活動に関して必要な情報を提供するなど、その活動を支援する。 ウ 自転車利用者に対する指導啓発、通学通園路における児童及び園児の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や両親に対する交通安全教育等の活動に従事している民間の交通指導員に対し、その活動が効果的に実施されるように、関係機関・団体等と連携して指導・支援を行う。
--	---

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項 目	1 運転者教育の充実強化	【実施機関】 県警交通企画課 県警運転免許センター	
細 目		事 業 内 容	
(1) 実践的かつ効果的な 運転者教育の推進 (県警交通企画課) (県警運転免許センター)		ア 交通安全対策を実践的かつ効果的なものとするため、専門的な指導員やドライブレコーダー等の機器を用いた、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 イ 交通安全教育を充実強化するため、人間の成長過程に合わせた段階的かつ体系的な交通安全教育の確立と交通安全指導者の指導育成を図る。 ウ シートベルトコンビンサー等を活用した体験型講習を推進し、シートベルト着用のキャンペーンを展開する。また、チャイルドシート使用のキャンペーンも実施する。 エ 積雪時や凍結時の道路を想定した安全な制動、ハンドル操作等を習得するため、体験型交通安全講習会を開催する。 オ 指定自動車教習所に対する指導監督を通じ教習指導員等の資質を向上するなど、運転者教育の充実を図る。 カ 技能試験終了時に試験官による安全指導に関する「ワンポイントアドバイス」を実施する。 キ 新規免許取得者に対し、若年運転者等が関係する身近な事故事例について、視聴覚教材（DVD）を活用した講習を実施し、交通安全意識の高揚を図る。 ク 技能試験コースの一般開放により、新規免許取得希望者、ペーパードライバー、高齢運転者等に安全な練習場所を提供し、運転技能の向上を図る。 ケ 字幕付き視聴覚教材の活用や個別講習等、障害者が安全に運転できるための講習等の充実を図るほか、周囲の運転者が配慮すべき事項等を一般運転者の講習に含めるなど、聴覚障害者に配慮した安全教育を進める。 コ 運転シミュレータや交通安全教育車（まもるくんとあいちゃん号）運転適性検査等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、運転者の交通安全意識の高揚を図る。	
(2) 自動二輪車等運転者 への安全教育の徹底 (県警運転免許センター)		自動二輪車の特性等を踏まえ、事故防止のための指定自動車教習所における教習の充実及び技能検定制度の適切な運用を図るとともに、取得時講習、原付講習の充実を図る。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項 目	2 運転者に対する効果的な対策の推進	【実施機関】 県警運転免許センター	
細 目		事 業 内 容	
(1) 効果的な運転者対策の推進		ア 安全運転相談等の充実 安全運転相談ダイヤル（＃8080）の周知を図るとともに、相談受理に当たっては、相談者及び家族の心情に配慮した対応に努める。 また、幅広い相談に柔軟かつ適切に対応できるよう、より専門性の高い介護や福祉等の分野に精通した職員の育成を図る。 イ 各種講習の充実及び体制の強化 更新時講習、違反者講習、停止・処分者講習等を通じ、運転者の安全意識改善を図るほか、講習指導員の育成、高齢者講習等の実施体制の整備等を推進する。 ウ 改正道路交通法の円滑な施行 運転技能検査制度、サポートカー限定免許制度の導入及び第二種免許等の受験の見直し等の改正道路交通法の周知及び円滑な運用を図る。 エ 運転免許を自主返納しやすい環境づくりの推進 高齢者に対して、運転免許の自主返納手続の周知を図るとともに地域包括支援センター等と連携した返納者等に対する生活支援を推進する。 オ 国際化への適切な対応 外国人からの運転相談等に親切適切に対応するとともに、運転免許証切替手続を適正かつ円滑に実施する。	
(2) 危険運転者の排除		ア 迅速・的確な行政処分の執行 交通事故・違反等に係る行政処分を迅速・的確に執行する。 イ 一定の病気の疑いのある者の早期把握及び適切な対応 交通事故捜査、安全運転相談等各種警察活動を通じて、認知症等一定の病気のおそれのある運転者の早期把握に努め、必要により臨時適性検査等を実施するなど適切に対応する。 ウ 臨時認知機能検査等の適切な実施 高齢運転者を対象とした臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習を適切に実施する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項 目	3 自動車運送事業者に対する安全対策の充実	【実施機関】 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
(1) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進		「事業用自動車総合安全プラン2025」を令和3年3月に策定し、令和7年までに事業用自動車の事故による24時間死者数を225人以下、重傷者数を2,120人以下、人身事故件数を16,500件以下、飲酒運転を0件とする事故削減目標の設定を行った。これらの達成に向けた各種重点施策を、関係者一丸となって着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。 ア 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。 イ 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。 ウ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 自動車運送事業者における関係法令等の遵守及び適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を徹底する。 また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け、取りまとめた総合対策に基づき、法令違反の早期是正や違反を繰り返す事業者を退出させるよう行政処分基準を厳格に運用する。 さらに、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗車し、休憩時間の確保などの法令遵守状況の調査を行う「覆面添乗調査」を実施する。 このほか、自動車運送事業者に対する行政処分基準については、適宜見直しを行う。 エ 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶 事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のア	

	ルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。 さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行う。 オ ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進 自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。 さらに、自動車運送事業者における運行管理者の人手不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資するICT技術の開発・普及を促進する。 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。 キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患の主要な疾病及び視野障害について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。 ク 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策 事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。
(2) バスの重大事故を踏まえた安全対策	令和4年8月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、10月には静岡県 の 県道において観光バスがそれぞれ横転し、

	乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したところであることから、事業者に対する指導や監査により法令遵守を改めて徹底するとともに、事故調査等を通じて明らかになる事実関係も踏まえつつ、再発防止に向けた対策を検討していく。
(3) 貨物自動車運送事業 安全性評価事業の促進	全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の普及を更に促進する。
(4) 貸切バス事業者安全性 評価認定制度の普及 促進	公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進する。
(5) 荷主勧告制度の運用 の充実	貨物自動車運送事業者の過積載運転、過労運転、最高速度違反等に関し、荷主からの無理な運行依頼が問題となっている。平成29年7月から荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、早期に荷主に対し協力要請を行うなどの新たな荷主勧告制度の運用を開始した。本制度を適切に運用し、貨物自動車運送事業者の違反行為の早期改善及び取引環境の改善を図る。 また、貨物自動車運送事業法の一部改正により、荷主対策を強化する規定が新設されるなど、令和元年7月から荷主対策の深度化が図られた。本規定に基づき、荷主対策を一層強力に推進し、荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を促進する。
(6) 国際海上コンテナの 陸上輸送に係る安全対 策	国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、関係者間での確実なコンテナ情報の伝達等について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について、地方での関係者会議等において浸透を図るなど、関係者と連携した安全対策を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項 目	4 指導講習と適性診断の充実	【実施機関】 自動車事故対策機構	
細 目		事 業 内 容	
		自動車事故の発生を未然に防止するため、運行管理者等に対して行う指導講習の内容を充実するとともに、自動車運転者に対しては、適性診断の結果をもとにした助言指導の充実を図る。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項 目	5 自動車運転者に係る過労運転の防止をはじめとした労働条件適正化の推進	【実施機関】 秋田労働局	
細 目		事 業 内 容	
(1) 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導		自動車運転者を使用する事業場に対し、関係行政機関とも連携しつつ労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守を指導するとともに、自動車運転者の労働条件の確保及び過労運転の防止等を図るため、監督指導を実施する。	
(2) 労働条件の改善のための自主的取組に対する指導・援助		自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、労働時間管理適正化指導員の活用等を通じて、関係業界及び各事業場に対して適切な運行計画の策定、自主的な労務改善が促進されるよう指導・援助を行う。	
(3) 交通労働災害防止対策の推進		事業場における自主的な交通労働災害防止の取組を促進するため、交通労働災害防止のための管理体制の確立、交通労働災害防止に関する安全衛生計画の作成、適正な労働時間の管理及び走行管理の実施、運転者に対する教育の実施、健康管理等を内容とする「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図る。 また、「交通労働災害防止関係機関連絡協議会」を開催し、関係機関、団体と連携してトラック運送事業等の交通労働災害防止対策を推進する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項 目	6 道路交通に関する情報の充実	【実施機関】 東北地方整備局、東北総合通信局 秋田地方気象台 県道路課、県警交通規制課	
細 目		事 業 内 容	
(1) 車両の安全運転のための道路交通情報の充実 (東北地方整備局)		ア 直轄道路指定区間内に設置している159基の情報板を活用し、道路利用者に対して、必要な交通情報を提供する。 イ 道路管理者によるパトロールの強化、国道情報パトロールの強化及び国道情報板等の整備により、道路の危険箇所、道路情報を積極的に収集し、車両の安全な運転に資する道路交通情報を提供する。	
(2) 道路交通に関する情報提供の充実 (東北地方整備局) (東北総合通信局) (県道路課) (県警交通規制課)		ア 道路の通行禁止、通行制限、積雪等の路面状況や交通混雑状況等の交通情報を収集し、主要な地点に設置している交通情報板及び各道の駅に設置している道の駅情報端末装置により情報提供を行うほか、VICS（道路交通情報通信システム）ラジオ放送や電話対応による情報案内等を通じて広く運転者に提供する。 また、東北地方整備局秋田河川国道事務所においてはホームページにより、道路工事の交通規制等道路情報を提供する。（ http://www.thr.mlit.go.jp/akita ） 県においても、あきたのみち情報（ホームページ）により、道路工事による交通規制等道路情報を提供する。（ http://road.pref.akita.lg.jp/modules/tinyd0/ ） イ 「高度道路交通システム」（ITS）の推進最先端の情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を用いて人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的とした「高度道路交通システム」（ITS：Intelligent Transport Systems）の推進を図る。 ウ 交通情報提供システム（AMIS）による情報提供 国道7号、国道13号等主要路線に整備した光ビーコン及びFM多重放送を利用し、VICS対応のカーナビに道路交通情報を提供して、交通の円滑化と効率化を図る。	

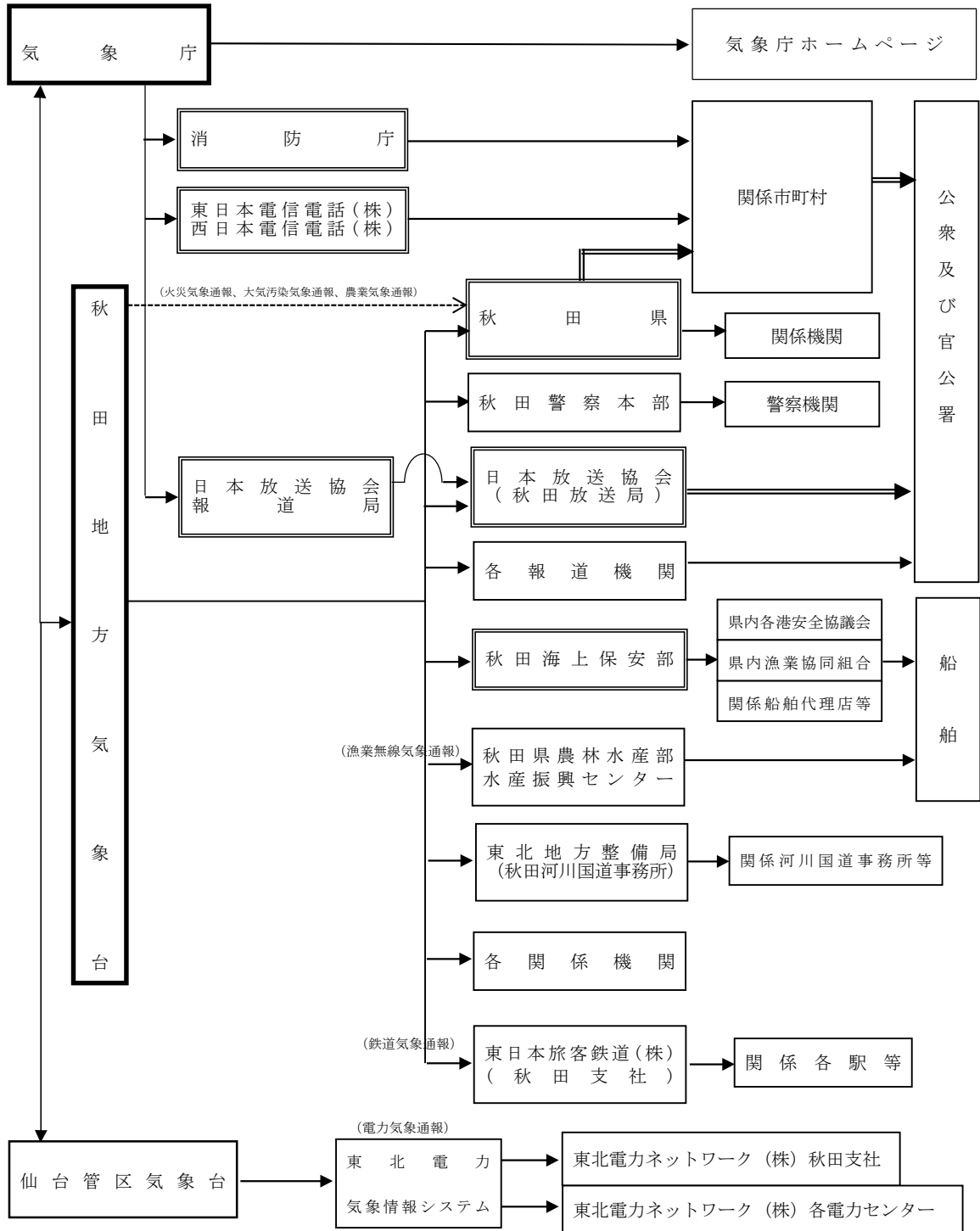
	エ 道路交通情報を提供する「路側通信システム」等の普及促進 カーラジオによるドライバーへの道路交通情報の提供手段としては、ラジオ番組による道路交通情報のほかに、中波（1620kHz、1629kHz）により、道路交通事情に関して詳細かつ即時性のある情報を提供できる「路側通信システム」が全国で運用されている。 また、GPS（Global Positioning System：全世界的衛星測位システム）を利用した「カーナビゲーションシステム」、車両とオフィス等との間の通信を確保する「MCAシステム」（Multi Channel Access System）を活用した道路交通情報の提供等も交通の円滑化・効率化に寄与し、ひいては交通安全の確保につながるものである。このため、今後ともこれらシステムの一層の普及を図る。 オ （公財）日本道路交通情報センターからの情報提供 道路交通の安全と円滑化を図るため、道路交通情報センター職員によるラジオ放送や電話等により、道路交通情報等を提供する。 また、県警本部及び各警察署のホームページに、日本道路交通情報センターホームページへのリンクを設定し、交通規制情報を提供している。 カ イベントに伴う臨時の放送局の開設 博覧会、スポーツ大会等のイベントの円滑な運営に資するとともに、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全の確保等を図るため、臨時の放送局が開設され、放送を使った効果的な情報提供が行われており、今後ともこれら臨時の放送局の開設を促進する。 キ 「コミュニティ放送」の活用 「コミュニティ放送」は、市町村の一部区域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、今後もその普及を図る。
(3) 気象情報等の充実 (秋田地方气象台)	道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

	ア 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関(WMO)が策定した世界気象監視(WWW)計画を積極的に推進する。 イ 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等 地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。 (ア) 緊急地震速報(予報及び警報)の利活用の推進 緊急地震速報(予報及び警報)について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。 (イ) 津波警報等の確実な運用 地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合地震津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。 (ウ) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進 火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲(この範囲に入ると生命に危険が及ぶ)を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会等における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。 ウ 情報の提供等 交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。 また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。 (ア) 気象特別警報・警報・予報等 気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。【伝達経路図 1】
--	--

	また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル(危険度分布)」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性について呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁のホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。 (イ) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等 地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。 (ウ) 南海トラフ地震に関連する情報等 気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。 また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。【伝達経路図2】 (エ) 噴火警報等 火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。【伝達経路図3】 エ 気象知識等の普及
--	--

	運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別予報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配付により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。
--	---

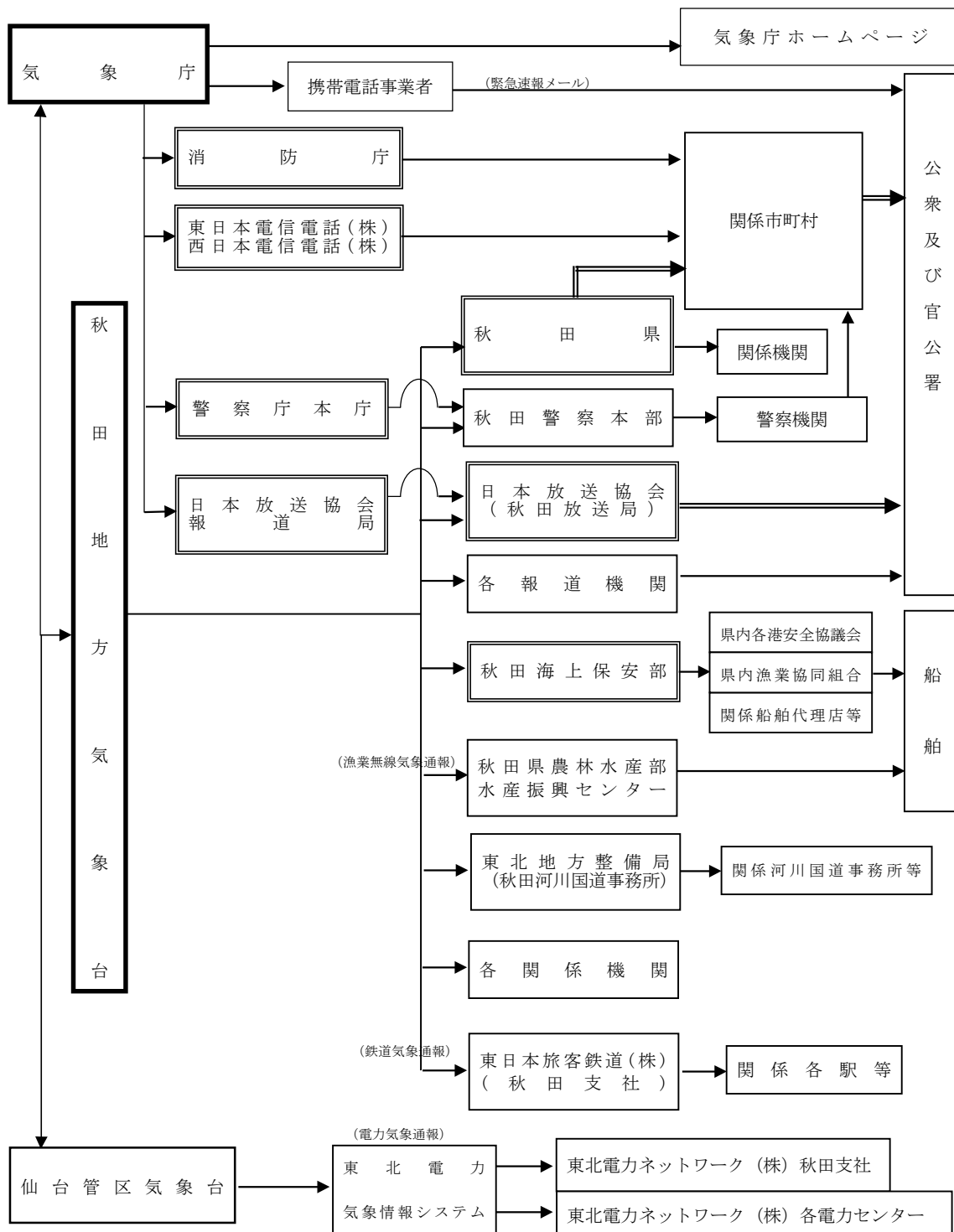
【伝達経路図 1】 気象等に関する特別警報・警報・注意報・情報等



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

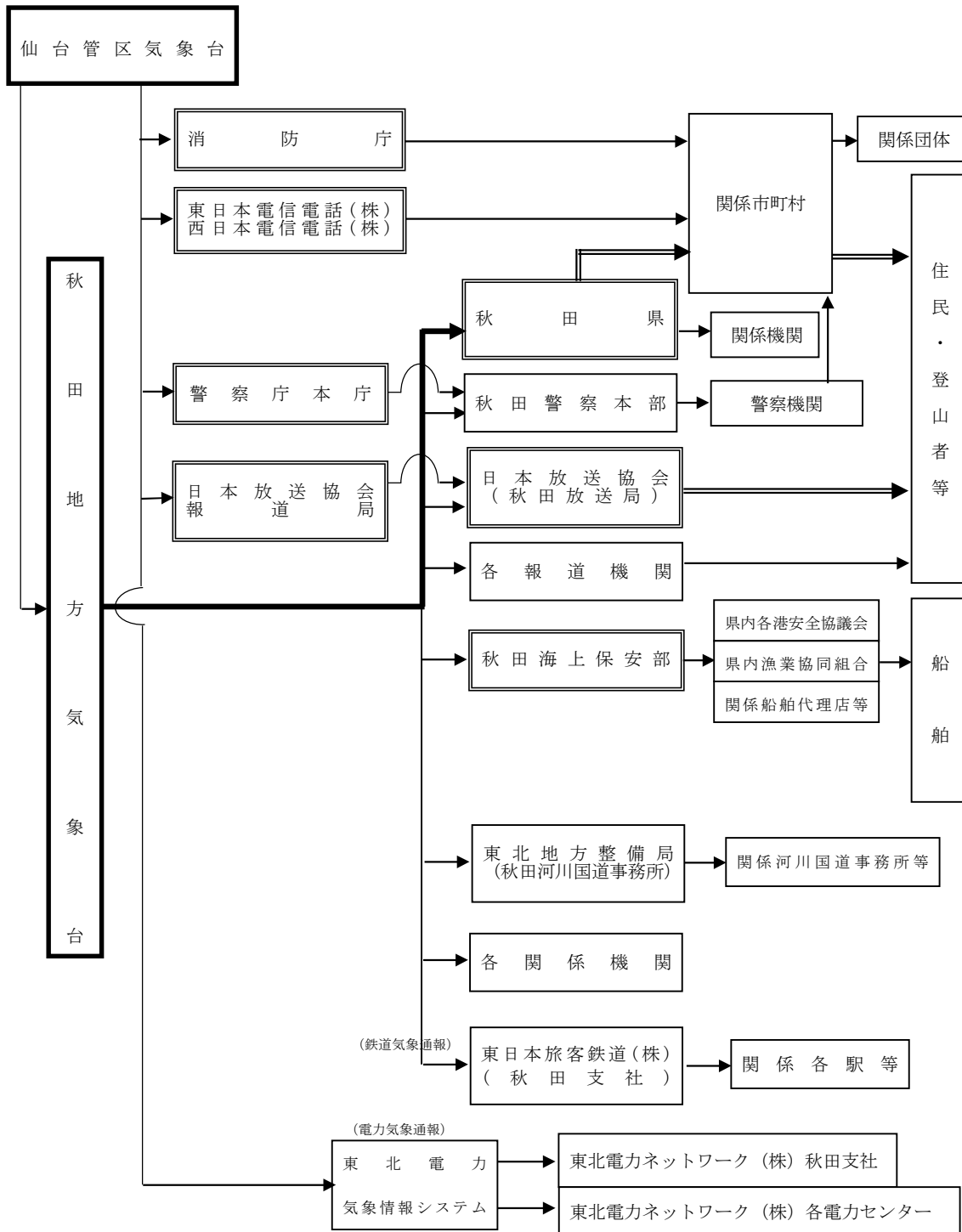
【伝達経路図2】津波に関する特別警報・警報・注意報・情報等、地震に関する情報等



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

【伝達経路図 3】火山現象に関する特別警報・警報・注意報・情報等



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請が義務づけられている伝達経路。

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備										
項 目	1 道路交通安全施設等の整備	【実施機関】 東北地方整備局直轄秋田県内分、 （秋田、湯沢、能代河川国道事務所） 県道路課、県都市計画課 県警交通規制課 東日本高速道路株式会社											
細 目		事 業 内 容											
(1) 国土交通省東北地方整備局所管事業 （東北地方整備局直轄秋田県内分～秋田、湯沢、能代河川国道事務所）		交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等の整備を促進するため、社会資本整備重点計画に基づいて、道路管理者及び公安委員会において、それぞれ次により事業を実施する。 安全で安心できる生活環境の確保と快適に利用できる歩道づくりを図るため、歩道及び自転車歩行者道の整備を促進する。 バリアフリーに対応した自転車歩行者道を整備するほか、道路情報施設、道路標識、交差点改良等を推進する。 なお、交通安全施設等の整備に当たっては、「事故0（ゼロ）プラン」として事故の危険性が高い区間を明確化し、事故原因に対応した効果の高い対策を重点的に実施する。また、実施に当たっては、情報の公表を併せて進める。 令和5年度交通安全対策関係整備事業 （単位：千円） <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">交通安全</td><td>一種事業</td><td>3,462,000</td><td></td></tr> <tr> <td>二種事業</td><td>610,000</td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,072,000</td><td></td></tr> </table>		交通安全	一種事業	3,462,000		二種事業	610,000		計	4,072,000	
交通安全	一種事業	3,462,000											
	二種事業	610,000											
	計	4,072,000											
(2) 県建設部所管事業 （県道路課） （県都市計画課）		ア 道路課分 令和5年度は、歩行者及び自転車利用者の交通の安全確保を図るため、特に通学路における歩道等の整備を重点的に進める。											

	令和５年度交通安全対策事業（単位：千円）		
	区 分	計画箇所数	計画事業費
	歩道整備	16	922,822
	イ 都市計画課分		
	令和５年度街路事業（歩道整備）		
	路線名	市町村	地区名
	川尻広面線	秋田市	横町
	新屋土崎線	〃	旭南
	明田外旭川線	〃	手形山崎線
	八幡根岸線	横手市	根岸町
	停車場栄町線	由利本荘市	裏尾崎町
	5路線	3市	
(3) 県公安委員会所管事業 (県警交通規制課)	交通安全施設等整備事業に係る長期計画に基づき、信号機や道路標識の設置、道路の標示を行い、安全・安心な道路交通環境を整備する。 令和５年度の主な事業は、次表のとおりである。		
	種 別		事業量（単位）
	信号機	新設	2基
		改良	8基
		信号柱建て替え	130本
		信号灯器交換(LED化)	400灯
	道路標識	大型標識撤去	52本
		路側標識設置、補修	約800本
	道路標示	横断歩道	約1,600本
		はみ禁	約92km
		その他実線など	約23km
		図示標示など	約3,100か所

(4) 東日本高速道路株式会社所管事業	ア 秋田管理事務所実施分 事故防止を目的とした秋田自動車道、湯沢横手道路及び日本海東北自動車道における路面標示の補修や舗装の補修、環境整備を主体に実施する。 ○ 路面標示補修工事 151.2 km ○ 舗装補修工事 28.5 km ○ 簡易中分改良工事 1.0 km イ 十和田管理事務所実施分 東北自動車道の十和田管理事務所管内は、路面標示の補修や舗装補修などの環境整備を主体に実施する。 ○ 路面標示補修工事 122.5 km ○ 舗装補修工事 17.6 km
(5) その他の交通安全施設等整備事業の推進 (東北地方整備局) (県道路課)	ア 危険度の高い箇所から防災的施設の整備を実施するほか、交通危険箇所の局部改良を促進する。 また、道路維持補修工事を積極的に実施し、路面に危険箇所が生じないように特に配慮する。 イ 冬期における雪崩等に対処するため、防雪施設の整備を行うとともに、冬期間の交通の円滑を確保するため、適時除排雪と凍結防止剤の散布を実施する。 なお、除雪に伴い山積みされた雪によって交差点近くの視野が妨げられることのないよう配慮し、道路交通の安全を確保する。
(6) 交通安全施設等の整備・充実 (東北地方整備局) (県警交通規制課) (県道路課)	道路事情や交通事情の変化に応じた信号機の新設・改良、道路標識・道路標示の設置を行うなど、交通安全施設を整備する。 特に、児童を交通事故の被害から守るため、道路管理者及び教育関係者等と連携し、通学路の点検を実施する等、交通危険箇所の交通規制の見直しや「ゾーン30」区域の設定、交通安全施設の整備を推進する。
(7) 交通安全総点検の実施 (東北地方整備局) (県警交通規制課) (県道路課)	高齢者や身体障害者をはじめ、地域の人々が安心して利用できる道路交通環境を整備するため、道路管理者と連携を図りながら地域住民の参加による交通安全総点検を実施し、地域の実情に応じた交通安全施設の整備を推進する。
(8) 事故危険箇所対策の推進 (東北地方整備局) (県警交通規制課) (県道路課)	県内の幹線道路で事故の危険性の高い箇所を抽出し、道路管理者と警察が連携し、危険箇所（交差点）における道路標示の見直し、横断歩道のカラー舗装、右左折レーンのカラー舗装、ドットラインの設置等の道路整備や交通安全施設等を整備し、交通事故の抑止を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項 目	2 交通事故防止のための安全対策の推進	【実施機関】 県警交通規制課	
細 目		事 業 内 容	
		交差点事故、カーブ事故及び歩行者横断事故は、全事故に占める割合が高いことから、信号機、横断歩道、一時停止の設置等の交通規制を計画的に推進するほか、冬期間における信号機の視認性の向上を図るため、着雪防止型信号灯器を整備する。 また、道路管理者等の関係機関と緊密な連携を図りながら、道路照明灯、歩行者横断防止柵、カーブミラー、警戒用看板の設置等、効果的な安全対策を講じて交通危険箇所の解消に努める。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項 目	3 効果的な交通規制の推進	【実施機関】 東北地方整備局 県道路課 県警交通規制課	
細 目		事 業 内 容	
(1) 交通管制センター等の整備 (県警交通規制課)		幹線道路を中心とした交通の安全と円滑化を図り、快適な道路交通環境を構築するため、交通管制センターの整備を推進する。 また、信号機の高度化や交通情報提供システム(AMIS)の活用により、交通情報の収集と提供機能の向上を図る。	
(2) 幹線道路の円滑化対策の推進 (県警交通規制課)		慢性的な渋滞地点を解消するため、信号機の改良、系統化を始め、道路交通環境の実態に適した交通規制の実施や見直しを行うなど、円滑化のための諸対策を推進する。	
(3) 交通規制の計画的推進 (県警交通規制課)		道路の新設・改良箇所について、道路管理者等と連携を図りながら、将来的な交通量等を予測して、信号機を新設・移設するなど、交通実態に適合した合理的な交通規制を実施する。	
(4) 「ゾーン30」の推進 (県警交通規制課)		ゾーン区域内の路線の最高速度を30キロメートルに指定し、通学路、住宅街等の生活道路における歩行者と自転車の安全を最優先とする「ゾーン30」規制を実施する。また、道路管理者と連携して「ゾーン30」であることを明示する法定外表示の設置に加え、ハンプ(車両の低速走行等を促すための道路に設ける盛り上がり(凸部))や狭さく等の物理的デバイス等の設置を促進する。	
(5) より合理的な交通規制の推進 (県警交通規制課)		交通規制を実施している道路における交通実態を調査・分析し、現場の交通実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の内容の変更や解除等を行う。	
(6) 信号機の設置の合理化等の更なる推進 (県警交通規制課)		すべての信号機の設置の必要性を点検し、その結果に応じて必要性の低下した信号機の撤去又は移設を行う。	
(7) 道路法に基づく交通規制等の実施 (東北地方整備局) (県道路課)		ア 車両制限令の周知徹底等 道路と構造との関係において必要とされる車両の通行制限に違反する車両について、道路上に検問所を設け、現地における指導取締りを実施する。 イ 災害、異常気象時における交通規制の適正化 災害、異常気象時における交通事故の発生を防止するため、秋田地方気象台が発表する各種警報等を参考にして異常事態発生が予想される場合は道路パトロールを強化するとともに、道路モニターによる情報収集と併せて危険箇	

	所の把握に努め、通行規制基準により適切な交通規制を実施する。
--	--------------------------------

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項 目	4 歩行者・自転車利用者等の安全の確保	【実施機関】 東北地方整備局、県道路課 県警交通規制課	
細 目		事 業 内 容	
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・標示の整備や信号灯器のＬＥＤ化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路における信号機の高度化等の交通流円滑化対策を実施する。また、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活の安全を確保するため、視覚障害者用付加装置、経過時間表示付歩行者用灯器、高度化ＰＩＣＳの整備を推進する。	
(2) 自転車通行環境の整備		自転車利用者及び歩行者の安全を確保するため、地域の実態に応じて、自転車道の整備、普通自転車の歩道通行部分の指定等により自転車通行環境の整備を推進する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項 目	5 道路占用の適正化	【実施機関】 東北地方整備局 県道路課	
細 目		事 業 内 容	
		ア 道路の占有申請の許可に当たっては、道路の交通又は道路の構造上の支障となる場合は道路の占有を規制するなど、道路本来の機能を阻害しないよう行う。 イ 道路パトロールを行い、道路占有許可に関する現地を把握するとともに、適切に行政指導等を実施する。また、道路の掘削を伴う工事について、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、道路管理者と公益事業者との間で行っている秋田県道路占有工事連絡協議会及び東日本電信電話株式会社秋田支社との連絡占有協議会等で相互に工事の調整を図り、工事の実施者に対し地下埋設物件の管理者との事前協議で定めた保安上必要な措置を講じさせるなど、安全確保のため指導監督を強化する。 ウ 前年度に引き続き、道路上の交通障害となっている電柱の除去を実施する。 エ 市街地に多く見られる立看板、店舗の商品等不法占有物件については、道路パトロールを一層強化してその排除に努める。さらに、これに合わせて沿道住民、道路利用者協力が得られるよう、報道機関等を通じて道路の美化、愛護思想の普及を図る。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項 目	6 危険物輸送の安全確保	【実施機関】 県総合防災課	
細 目		事 業 内 容	
		タンクローリーや金属製ドラム等で危険物を運搬する車両については、消防機関が警察機関と連携し立入検査を実施し、危険物運搬に関する関係法令の遵守を徹底するとともに、次のことを推進する。 ○ 危険物安全週間（6 月中の 1 週間）における意識の高揚及び啓発 ○ イエローカード（危険物の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の普及とその携行の促進	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項 目	7 こどもの遊び場の確保	【実施機関】 県都市計画課 県次世代・女性活躍支援課 教育庁保健体育課	
細 目		事 業 内 容	
(1) 都市公園の整備 (県都市計画課)		路上遊戯等による交通事故を防止するため、市町村が施工する街区公園等の整備を支援する。	
(2) 児童館等の整備 (県次世代・女性活躍支援課)		地域において児童に健全な遊びや生活の場を与え、路上遊戯による交通事故の防止等を図るため、児童館や放課後児童クラブを整備・運営する市町村に対して支援する。	
(3) 学校体育施設の活用 (教育庁保健体育課)		こどもの道路上の遊びによる交通事故を防止するため、学校施設（校庭・体育施設等）を活用できるよう配慮する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項 目	1 自動車の検査の充実	【実施機関】 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
		道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえた、令和6年10月開始予定の「OBD検査」の導入に向けて、検査の合否判定に必要なシステム開発など、環境整備を進める。 また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両を始めとした基準不適合車両の排除等を推進する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項 目	2 型式指定制度の充実	【実施機関】 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
		車両の構造に起因する事故の発生及び不正行為を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査等を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施するとともに、型式指定後の監査を実施する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項 目	3 自動車点検整備の充実	【実施機関】 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
(1) 点検整備の充実		自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和5年9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開するとともに、車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（軽自動車、二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。 また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に、大型車の車輪脱落事故については令和4年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推し進める。	
(2) 不正改造車の排除		道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和5年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。 また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。	
(3) 自動車整備技術の向上		自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に保守管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備事業者の整備技術を高度化する必要がある。 このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、高度な整備技術を有するものとして国が認証を与え	

	た整備工場（認証工場）でのみ作業が可能な整備の範囲を拡大することで、自動車の使用者が安心して整備作業を整備工場に委託できる環境作りを進めている。具体的には、これまで「対象装置の取り外しを行う整備（分解整備）」がその対象であったのに対し、対象装置に「自動運行装置」を加えるとともに、取り外しは行わずとも制動装置等の作動に影響を及ぼす恐れがある作業を対象に含め、特定整備と改称した。引き続き、当該特定整備制度を広く周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。
--	---

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項 目	4 自動車アセスメント情報の提供等	【実施機関】 東北運輸局 自動車事故対策機構仙台主管 秋田支所	
細 目		事 業 内 容	
		国土交通省とナスバ(自動車事故対策機構)では、ユーザーのより安全な自動車の選択と、メーカーのより安全な自動車の開発を促すため、毎年、販売台数の多い車両を中心に、自動車の安全性能に関する様々な評価試験を行い、結果を公表する自動車アセスメント事業を実施することにより、より安全な自動車の普及を促進します。 また、国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等を図るため、今後の導入が見込まれる歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、及び交差点における被害軽減ブレーキについて検討を行い、評価項目の拡充を図ります。 併せて予防安全技術に対する過信等を防止するための注意喚起を行います。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項 目	5 リコール制度の充実・強化	【実施機関】 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
		自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、引き続き、自動車製作者や装置製作者等からの情報収集を推進するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。 また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	5 道路交通秩序の維持
項 目	1 効果的な交通指導取締り活動の推進	【実施機関】 県警交通指導課	
細 目		事 業 内 容	
(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進		ア 地域の交通実態や交通事故の発生状況等を分析し、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、住民の要望の多い迷惑性の高い違反等に重点を置いた指導取締りを推進するとともに、スマートフォン等の通話、画像注視など、ながら運転に起因する交通事故を防止するため、携帯電話使用等違反等の指導取締りを徹底する。 イ 歩行者、自転車利用者等の保護の観点に立ち、交差点における歩行者妨害、信号無視等の指導取締りを推進する。 ウ 交通事故による被害を軽減するため、後部座席を含めたシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る指導取締りを徹底する。 エ 交通事故多発路線及び交差点における赤色灯を点灯した白バイやパトカー等による警戒活動と通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。	
(2) 飲酒運転、無免許運転の根絶に向けた交通指導取締りの一層の強化		飲酒、無免許運転の指導取締りを一層強化するとともに、運転者のみならず車両の使用、同乗者、飲酒場所、飲酒の同席者等に対する捜査を徹底する。	
(3) 自転車の安全利用に向けた交通指導取締りの推進		自転車の安全利用に向け、無灯火、二人乗り、信号無視、携帯電話利用等に対する指導警告活動を推進するとともに、歩行者や通行車両に危険を生じさせる、悪質・危険な違反については検挙する。さらに、制動装置不良などの危険を生じさせるおそれがある自転車に対しても指導取締りを推進する。	
(4) 通学路における効果的な交通指導取締りの推進		ア 通学路における児童の安全を確保するため、通学時間帯において、著しい速度超過、通行禁止違反等児童の安全を脅かす交通違反に重点を置いた指導取締りを推進する。 イ 学校関係者やP T A等と合同の街頭活動や一斉指導取締り等地域住民に安心感を与える活動を推進する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	5 道路交通秩序の維持
項 目	2 悪質な交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進・強化	【実施機関】 県警交通指導課	
細 目		事 業 内 容	
(1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進		適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、捜査幹部による的確な捜査指揮と客観的証拠に基づいた立証を行う。	
(2) 危険運転致死傷罪の適切な立件を視野に入れた捜査の徹底		飲酒運転、妨害運転、信号無視、著しい速度超過等が疑われる交通事故事件の捜査においては、初動捜査段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条若しくは第3条（危険運転致死傷罪）又は第4条（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪）の立件も視野に入れた捜査を徹底する。	
(3) 交通事故事件等に係る捜査力の強化		危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件やひき逃げ事件等の交通事故事件の捜査力を強化するため、交通鑑識をはじめとした捜査体制の充実を図る。	
(4) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進		ア ひき逃げ事故等の被疑者の早期検挙を図るため、各種交通鑑識資機材に加え、防犯カメラやドライブレコーダ等を効果的に活用するとともに、交通装備資機材、捜査支援システム等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件の捜査を推進する。 イ 欠陥の疑いのある自動車等による交通事故の捜査に当たっては、関係機関との連携を図り科学的捜査を推進する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	5 道路交通秩序の維持
項 目	3 妨害運転等に対する交通指導取締り及び交通事故捜査の徹底	【実施機関】 県警交通指導課 県警運転免許センター	
細 目		事 業 内 容	
(1) 取締り等の強化 (県警交通指導課)		妨害運転等に対しては、交通法令違反のほか、あらゆる法令の適用を含め、厳正な交通指導取締り及び交通事故捜査を徹底する。	
(2) 行政処分及び再発防止措置の徹底 (県警運転免許センター)		妨害運転等の違法行為者に対する行政処分を厳正かつ迅速に実施し、道路交通の安全を確保するとともに、各種講習等による運転者意識の改善と個別指導の充実により、再発防止の徹底を図る。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	5 道路交通秩序の維持
項 目	4 高速道路における安全走行の確保	【実施機関】 県警高速道路交通警察隊 東日本高速道路株式会社 (秋田・青森管理事務所)	
細 目		事 業 内 容	
(1) 交通実態に応じた交通規制 (県警高速道路交通警察隊) (東日本高速道路株式会社)		ア 交通実態に応じた的確な臨時交通規制を実施する。 イ 交通情報を幅広く収集し、道路利用者に対する迅速、的確な情報提供を行う。	
(2) 効果的な交通指導取締りの実施 (県警高速道路交通警察隊)		ア 高速道路における交通秩序維持のため、パトカーによる流動警戒活動を推進するとともに、著しい速度超過、車間距離不保持等の交通事故に直結する危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りを強化する。 イ 逆走事案を認知した際は、違反についての的確な検挙措置を講ずるとともに、運転者の言動等から認知症等の一定の症状を呈する病気にかかっている疑いがある場合は、運転者の保護や、臨時適性検査の実施を検討するなど、適切に措置する。	
(3) 高速道路安全運転マナーの向上 (県警高速道路交通警察隊) (東日本高速道路株式会社)		ア 高速道路における安全な走行方法について、時節に合致する交通安全キャンペーンを実施するほか、社会的反響の大きい「あおり運転等」の防止に関したマナーアップ運動についても広報啓発活動を図る。 イ 高速道路における安全と円滑化を図るため、道路管理者との合同点検による必要箇所での即時改善等道路環境の整備を行う。 ウ 各料金所入口において、安全運動のチラシ、パンフレット等の配布を行うほか、流入車両に対しては、シートベルト等の着用を指導する。特に、バスやタクシー等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係事業者等と連携した取組を推進する。 エ 高速道路の終日業務巡回を行うとともに、車両制限令、道路法違反車両の指導を行う。	
(4) 秋田県高速道路交通安全協議会の育成 (県警高速道路交通警察隊) (東日本高速道路株式会社)		高速道路利用事業者を主体とした、民警一体となった高速道路における交通安全意識の普及高揚を図り、交通事故防止活動を推進する。	

(5) 関係機関と連携した 訓練、安全指導の実施 (県警高速道路交通警察隊) (東日本高速道路株式会社)	高速道路における安全で円滑な交通を確保するため、県警高速道路交通警察隊、消防機関、道路管理者等が連携して、ワイヤーロープ設置区間等での交通事故や車両火災発生時の対応訓練を実施するとともに危険物運搬車両に対する安全指導を行う。
---	--

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	6 救助・救急活動の充実
項 目	1 救助・救急体制の整備	【実施機関】 県総合防災課	
細 目		事 業 内 容	
		交通事故による傷病者の迅速な救助・救援及び搬送途中における救急救命処置の実施により救命率の向上を図るとともに、県消防防災航空隊や消防機関の救助・救急体制の充実を図る。	
(1) 救助・救急隊員の研修 機会の確保		高度な救急救命処置や的確な救助活動を実施するため、救助・救急隊員の研修機会を確保し、隊員の資質の向上を図る。	
(2) 救助・救急活動の充実		消防防災ヘリコプターによる救助及び救急活動の実施、また救急救命士の養成確保を行い、救急救命活動の充実を図る。	
(3) 救助・救急活動に必要な資機材の整備		高度な救急救命処置を行うための高規格救急自動車、迅速な救急救助活動等に必要な救助工作車及びこれらに搭載する資機材の整備を推進する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	6 救助・救急活動の充実
項 目	2 救急医療体制の整備	【実施機関】 県医務薬事課	
細 目		事 業 内 容	
		秋田県医療保健福祉計画等に基づき、救急医療施設の整備及び運営に対し支援する等、救急医療体制の充実を図る。	
(1) 初期救急医療体制の整備		救急告示病院において、医師会及び地域の診療所等と連携して実施する初期救急医療の取組を推進するとともに、在宅当番医制及び休日夜間急患センターの運営体制の充実を図る。	
(2) 二次救急医療体制の整備		休日及び夜間における重症救急患者の医療を確保するため、医師確保計画を推進し、救急告示病院における医師確保を支援するとともに、病院群輪番制事業を実施する病院の施設・設備の整備の取組を支援する。	
(3) 三次救急医療体制の整備		交通事故等による重篤救急患者の救命医療を確保するため、秋田大学医学部附属病院の高度救命救急センター、秋田赤十字病院の救命救急センターの運営に対する助成を行う。また、広域的に必要とされる三次救急医療機能を担う、平鹿総合病院（県南地区）の地域救命救急センターの運営に対し助成するとともに、同機能を県北地区の大館市立総合病院に整備するための取組を進める。 さらに、救命効果を高めるため、ドクターヘリの基地病院となる秋田赤十字病院の運航事業に対し、助成を行う。	
(4) 救急医療担当医師等の研修		救急医療に関する医学医術の向上と救急蘇生法指導者の養成を図るため、国の行う医師、保健師、看護師、救急救命士等の研修への参加を促進するとともに、秋田県医師会及び郡市医師会が行う救急医療医師研修に対し支援する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	7 被害者支援の充実と推進
項 目	1 交通事故相談の実施	【実施機関】 県県民生活課 県警察 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
(1) 広報活動の推進 (県県民生活課) (県警察)		秋田県生活センター（アトリオン7階）において交通事故相談員が、電話や面談による交通事故相談を実施する。また、各警察署に交通事故相談窓口を設置し、交通事故の捜査状況や加害者の処分等に関する情報の提供、自動車保険請求・損害賠償制度の概要説明、その他交通事故被害者の援助・救済制度の紹介等を実施する。 交通事故に起因する問題を迅速かつ適切に解決するためには、相談窓口の早期利用が効果的であることから、犯罪被害者等を支援する相談機関の利用について、ラジオ、インターネット、広報紙、チラシ等により広報活動を実施して周知する。	
(2) 相談員の資質の向上 (県県民生活課) (県警察)		高度化、複雑化する相談内容に適切に対応するため、交通事故相談員研修会等の受講により相談員の資質の向上を図る。	
(3) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 (県県民生活課) (県警察)		交通事故被害者等の支援の充実を図るため、（公社）秋田被害者支援センターなどの民間の犯罪被害者支援団体の活動に対する支援を行う。また、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察本部被害者支援室や各警察署の交通事故相談窓口、市町村の被害者等支援に係る総合的対応窓口の担当者等により実施するとともに、関係行政機関及び民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。 さらに、一定の交通事故の被害者等からの、加害者に対する意見の聴取の期日等に関する問合せや、被害者から、加害者に対する行政処分の結果に関する問合せについて、回答するなどの適切な対応を行う。	
(4) 関係機関との連携による援助活動の強化 (県県民生活課) (警察)		問題が円満に解決しない場合の救済措置として、法テラス、日弁連交通事故相談センター等の利用について助言する。 更生問題に関する事案については、各種社会福祉制度の利用等について、指導・助言するとともに、必要に応じて福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関への紹介を行う。	

(5) 自動車損害賠償の円滑化 (県県民生活課) (県警察)	自動車事故に対する保険金、共済金及び損害賠償金が迅速・的確に支払われるよう一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」及び自動車損害取扱保険会（農協共済等）と緊密な連携を図る。
(6) 公共交通事故による被害者等への支援の推進 (東北運輸局)	ア 平時における取組 (ア) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。 (イ) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。 イ 事故発生時の取組 (ア) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように図る。 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するように図る。 (イ) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	7 被害者支援の充実と推進
項 目	2 自動車損害賠償制度等	【実施機関】 東北運輸局 自動車事故対策機構	
細 目		事 業 内 容	
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実 (東北運輸局)		国による死亡等重要事案に関する支払審査、保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払の着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払の適正化を図る。 このほか、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（共済）車両の運行の防止を徹底する。	
(2) 被害者への生活資金の貸付 (自動車事故対策機構)		自動車事故による被害者の遺児を対象とする「交通遺児等の育成資金（無利子）」などの生活資金貸付制度について周知し、当該貸付の利用を呼び掛けるとともに、交通遺児等育成基金が行う交通遺児育成のための基金事業及び県が行う高等学校交通遺児授業料減免事業等により、交通事故被害者で生活に困窮している者の援助の充実を図る。	
(3) 重度の後遺障害者に対する介護料の支給 (自動車事故対策機構)		自動車事故により頭部、脊髄、胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする重度後遺障害者を抱える家族の経済的、精神的、肉体的負担の軽減を図るため、介護料を支給する。	

章	1 道路交通事故の安全に関する施策	節	8 交通事故情勢の変化に応じた重点施策の推進
項 目	1 県民のニーズや交通情勢を的確に把握した重点施策の推進 2 交通事故分析の成果の活用	【実施機関】 県県民生活課 県警交通企画課	
細 目		事 業 内 容	
1 県民のニーズや交通情勢を的確に把握した重点施策の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課)		県民のニーズや生活様式の変化、高速交通体系の進展、高齢化等の交通情勢を的確に把握の上、関係機関・団体と連携し、県民の理解と協力のもとに交通の安全と円滑化を図るための各種施策を推進する。	
2 交通事故分析結果の活用 (県県民生活課) (県警交通企画課)		交通事故分析結果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、県民に対して分かりやすい情報提供を行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資する。	

第2章 鉄道交通の安全に関する施策

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	1 鉄道施設等の安全性の向上 2 運転保安設備等の整備 3 信号保安設備の整備	【実施機関】 東北運輸局 J R 東日本秋田・盛岡支社 鉄道事業者	
細 目		事 業 内 容	
1 鉄道施設等の安全性の向上 (東北運輸局)		鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。 研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。 さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討する。	
2 運転保安設備等の整備 (東北運輸局)		曲線部等への速度制限機能付き A T S 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの(※)の整備については完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。 ※ 1 時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/h を超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。	
3 信号保安設備の整備 (J R 東日本秋田支社・盛岡支社、秋田内陸縦貫鉄道、由利高原鉄道)		信号保安設備の整備 列車通行の安全を確保するため、信号保安設備の改良整備の促進を図る。	

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	【実施機関】 東北運輸局		
細 目	事 業 内 容		
	運転事故の約 9 割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。 また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。		

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	1 保安監査等の実施 2 運転士の資質の保持 3 安全上のトラブル情報の共有・活用 4 鉄道の安全運行の確保	【実施機関】 東北運輸局 鉄道事業者	
細 目		事 業 内 容	
1 保安監査等の実施 (東北運輸局)		鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。	
2 運転士の資質の保持 (東北運輸局)		運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。 また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。 さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、取りまとめを行い、鉄道事業者へ周知する。	
3 安全上のトラブル情報の共有・活用 (東北運輸局)		主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより、事故等の再発防止に活用する。	
4 鉄道の安全運行の確保 (鉄道事業者)		社員一人一人の自覚と事故防止意欲の高揚を図るほか、指導訓練の充実と正しい作業の定着化を進め、安全性の向上を図るとともに、保守作業の充実、防災、異常時体制の強化を推進する。	

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	5 気象情報等の充実	【実施機関】 秋田地方気象台 J R 東日本秋田支社・盛岡支社 鉄道事業者	
細 目		事 業 内 容	
5 気象情報等の充実		【秋田地方気象台】 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 道路交通の安全に関する施策」第2節の6(3)で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。 また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。 【J R 東日本秋田支社・盛岡支社】 鉄道輸送の安全に係りの深い台風、豪雨、豪雪等異常気象に対して関係機関が迅速に対処できるよう、気象庁との間にかわされた「鉄道気象通報取扱いに関する申し合わせ」に基づいて、適切な予報、警報等を適時に発表伝達して、これらの異常気象時における事故防止に努める。 【秋田内陸縦貫鉄道、由利高原鉄道】 適宜、気象台等から気象情報を収集・把握し、運行管理に反映させることにより、異常気象時における事故防止に努める。	

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	6 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 7 運輸安全マネジメント評価の実施	【実施機関】 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
6 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応		関係機関及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。 また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。	
7 運輸安全マネジメント評価の実施		事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。	

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	4 鉄道車両の安全性の確保
項 目		【実施機関】 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
		発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。	

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	5 救助・救急活動の充実
項 目	【実施機関】 東北運輸局		
細 目	事 業 内 容		
	鉄道の重大事故等の発生に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。		

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	6 被害者支援の推進
項 目		【実施機関】 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
		ア 平時における取組 (ア) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。 (イ) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。 イ 事故発生時の取組 (ア) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように図る。また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請するとともに、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するように図る。 (イ) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に	

	対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。
--	--------------------------------------

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	7 鉄道事故等の原因究明と再発防止
項 目	【実施機関】 東北運輸局		
細 目	事 業 内 容		
	運輸安全委員会は、鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を更に迅速かつ適確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、3 Dスキャン装置やC Tスキャン装置を活用した科学的かつ客観的な調査方法の構築、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、同種事故の比較分析など事故調査結果のストックの活用等により、調査・分析手法の高度化を図り、その成果を原因の究明に反映させる。 事故等調査で得られた結果等に基づき、事故等の防止又は事故が発生した場合の被害の軽減のため、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者に勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道交通の安全に寄与する。 過去の事故等調査の結果を有効活用する観点から、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果や、個別の事故等調査の結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる普及啓発活動を行うとともに、データベースのコンテンツ等を充実させる。 また、自然災害の激甚化や自動運転技術の普及等の社会状況の変化に対応し、運輸安全委員会の知見、情報のストックを活用し、運行の安全性向上に貢献する。さらに、我が国のノウハウを活用し、鉄道事故等の調査を行う海外の人材を育成することなどにより、世界における鉄道交通の安全性向上に貢献していく。		

第3章 踏切道における交通の安全に関する施策

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策	節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
項 目	【実施機関】 東北運輸局		
細 目		事 業 内 容	
		遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。 加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。 なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。さらに、特定道路や高齢者等・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化等、視覚障害者誘導用ブロックの整備等により、安全な歩行空間の確保を促進する。 以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速攻対策」の両輪による総合的な対策を促進する。 また、従前の踏切対策に加え、踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。	

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策	節	2 踏切保安設備の整備
項 目		【実施機関】 東北運輸局	
細 目		事 業 内 容	
		踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。 なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。	

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策	節	3 踏切道の統廃合の促進
項 目			【実施機関】 東北運輸局
細 目		事 業 内 容	
		踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。	

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策	節	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
項 目	【実施機関】 東北運輸局		
細 目	事 業 内 容		
	【東北運輸局】 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。 また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。 また、I C T技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が、災害時の長時間遮断が生じないよう、連絡体制や優先解放の管理方法の策定に向けた協議を行い、取組を推進する。		

第4章 市町村交通安全実施計画の作成基準

章	4 市町村交通安全実施計画の作成基準	節	
項 目		【実施機関】 市町村	
細 目		事 業 内 容	
		令和5年度市町村交通安全実施計画の作成をする場合は、地域の交通情勢や社会情勢等の特徴を十分考慮し、次の事項について記述することが望ましい。 1 交通安全行政機関・団体等の連携の強化 2 交通安全運動及び交通安全教育の推進 3 交通安全関係の民間団体の育成指導 4 交通事故相談活動の推進 5 その他市町村交通安全実施計画において定めることが適当と認められる事項	

令和5年度秋田県交通安全実施計画

令和5年8月

発行 秋田県交通安全対策会議

編集 秋田県生活環境部県民生活課
秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1523